



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医務課） 1
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） 1

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・3件（商工振興課） 2
- 市決定に係る都市計画の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 3

公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 4
- 警備員指導教育責任者講習の実施 4
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 6

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 7

告 示

沖縄県告示第488号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
北部地区医師会病院	名護市字宇茂佐1712番地3	社団法人北部地区医師会	平成23年9月22日	平成26年9月21日

沖縄県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市カギモリ地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月21日まで縦覧に供する。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いっばいっばの会
- 3 代表者の氏名 繁澤多美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志3丁目21番1号ソリオ牧志202
- 5 定款に記載された目的 この法人は、社会正義と人権尊重の理念にのっとり、生活困窮状態・社会的排除状態、その他生活上の困難を有する人びとに対して、生活再生を支援し、居住の確保及び自立の促進を行う。また、社会福祉に関する啓発活動及び人材育成に関する事業等を行い、市民生活の安定・向上、福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月26日まで縦覧に供する。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人パソコン管理士協会
- 3 代表者の氏名 芳山紀子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久茂地1丁目4番9号アイキャンビル4F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、一般企業・個人のパソコンユーザーに対して、パソコンの利活用に関する操作技術、運用技術、保守技術、ネットワーク技術、情報セキュリティ技術、個人情報保護法等の横断的技術・知識を評価する能力検定試験に関する事業を行い、パソコン管理士として適正なパソコン運用に寄与することを目的とする。また、高い倫理観と運用スキルを持つパソコン管理士の普及・育成・指導を行う教育指導者の養成も併せて行うとともに、在宅勤務支援活動、就業を目的とした情報技術習得講座等の開催を行い、職業能力の開発と雇用機会の拡充を図り地域社会の健全な情報化促進に寄与する活動を行う。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月21日まで縦覧に供する。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぺあ・さぼ一と
- 3 代表者の氏名 知名孝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市知花六丁目40番3号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、発達障害児者およびその親、そして虐待などの問題により困難な子育てに直面している親や家族に対して、心理社会的支援、社会教育、そして精神保健福祉に関する事業を行い、発達障害児者とその家族支援および児童虐待の予防に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 トヨタカローラ沖縄株式会社浦添店 浦添市城間四丁目7番3号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 トヨタカローラ沖縄株式会社 浦添市城間四丁目7番3号 代表取締役 上地弘展
- 3 法第8条第1項の規定による浦添市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年10月7日から同年11月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 有限会社むつみ総業テナントビル 沖縄市泡瀬四丁目1420番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目7番3号 代表取締役 石原昌憲
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年10月7日から同年11月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 有限会社むつみ総業テナントビル 沖縄市泡瀬四丁目1420番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目7番3号 代表取締役 石原昌憲
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年10月7日から同年11月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画特定用途制限地域の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 特定用途制限地域（産業廃棄物処理施設制限地域）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画市場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 1号東町市場
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年10月16日 沖縄指令土第882号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平波平原1517番1及び1479番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平429番地1 金城美恵子
- 5 検査済証番号 平成23年9月27日 第2924号
- 6 工事完了年月日 平成23年9月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月13日 沖縄指令土第964号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平1471番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市屋富祖四丁目2番15号ロイヤルハイツ403号 新元千恵子
- 5 検査済証番号 平成23年9月27日 第2925号
- 6 工事完了年月日 平成23年9月9日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年10月7日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「33」を「34」に、「17」を「18」に、「運転免許課及び各警察署で管理」を「運転免許課で3個管理」に、「総務課で2個管理」を「総務課及び各警察署で管理」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県公安委員会告示第111号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年10月7日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所

法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成23年11月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成23年11月11日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第2教室
	【考査】11月11日（金曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成23年11月10日（木曜日）及び同月11日（金曜日）	午前9時から午後5時まで（平成23年11月11日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第2教室
	【考査】11月11日（金曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 25人
(2) 追加取得講習 25人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- イ 追加取得講習
警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間
- ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年10月11日（火曜日）から同月17日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年10月13日（木曜日）から同月19日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 講習の受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- (3) 講習についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054、3055)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

沖縄県公安委員会告示第112号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定(以下「検定」という。)を次のとおり実施する。

平成23年10月7日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
空港保安警備業務	一級	10人	平成24年1月24日(火曜日)	沖縄県那覇市宇小緑1831番地1 沖縄産業支援センター307会議室
	二級	10人	午前10時から午後6時まで	

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 一級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 二級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 一級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 二級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 一級及び二級の検定の受付期間及び受付時間は、平成23年10月17日（月曜日）から同月21日（金曜日）までの午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請の受付期間内であつても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
 - (ウ) 一級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
 - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住居地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄産業支援センター307会議室入口で、検定手続を終えること。
- (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全課生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054、3055）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成23年沖縄県選挙管理委員会告示第7号は、廃止する。

平成23年10月7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,675
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,289
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,249
うるま市	30,090
沖縄市	33,653
宜野湾市	23,446
浦添市	27,837
那覇市	82,660
豊見城市	14,549
南城市	10,590
糸満市	14,787
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,608
石垣市（八重山郡を含む。）	13,836
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,397
中頭郡	37,877
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	23,669

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---